

業務管理体制に係る一般検査の実施概要について

福山市に業務管理体制の整備に関する事項を届け出ている事業者に対して、一般検査を実施しました。

1 業務管理体制の整備の趣旨

事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し、業務管理体制の整備を義務付けるもの。

2 主な気付き

(1) 事業所・施設数の計上誤り

業務管理体制における事業所・施設数は、介護・予防一体的に運営している事業所についても、各々計上する。

(2) 法令遵守責任者の誤記載

整備の届出内容を確認していただき、認識を持って、取り組んでいただきたい。

(3) 法令等遵守のために、内外部の研修を行っていない（行えていない）

研修機会を設けないことには、日々の取り組みに対する気付きを感じることや成長を感じることも難しい。

また、外部研修等に参加した場合は、報告等を通じて、全体のものとする機会を設けていただきたい。

3 具体的な取組事例・考え方

(1) マニュアルや自主点検表の作成

「マニュアルさえ作成すればいい」とは考えず、客観的に振り返りを行うために活用していただきたい。また、作成したマニュアル等は、定期的に内容の見直しを図ること。

(2) 第三者目線で、組織内からの声や行動の異変に気づくよう努めている

法令遵守責任者ができることは限られている。法人・事業所全体で、全従

業者を通じて取り組める風土を整えることが求められる。

(3) 対外的な関わりが強い

地域住民や家族、有識者等が積極的に関わりを持っている事例がある。対外的な視点で法人・事業所に関わりを持ってもらうことにより、気づきや意見が生まれ、取り組み改善のきっかけを持つことができる。

4 今後の実施方針

当該検査の実施は概ね6年に1回程度をとしているが、今後は実地検査や状況聴取を含め、6年を待たず定期的に行っていく予定としている。引き続き、事業運営の根本となる部分であることを認識し、取り組みに努めていきたい。